

令和7年3月26日

大東市 教育委員会 様

北条中学校区 学校運営協議会
会長 中西 健一

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本設計概要(案)について(意見書)

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想概要(案)について、「大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第5条第1項に基づき、北条中学校区学校運営協議会として大東市教育委員会に申し出ます。

記

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本設計概要(案)について、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会から下記のとおり報告を受けたので、十分検討し活用されるように配慮されたい。

1. 9学年が集う義務教育学校の特性を最大限生かすことができ、かつ教育カリキュラムの変化や進展に、柔軟に対応ができる設計をすること。
2. 子どもたちが安全に過ごすため、想定していない使われ方ができない造りとし、危険性を排除すること。侵入者や不審者に対しても、確実かつ適切に対応ができる設計をすること。
3. 諸室の配置や広さ、機能について、暑さや騒音等への対策を講じ、教育環境を一層改善できる設計をすること。
4. 子どもたちや教職員、関係車両の動線を想定し、工事期間を含め、安全かつ効率的に学校運営を行うことができる設計をすること。工事期間中から開校までの間、教育活動に支障をきたすことが無いよう、最大限努めること。
5. 北条公園の共用に際し、安全性の確保や子どもたちの健全な育成に寄与することを前提とし、子どもたちや教職員、公園利用者が使い易いものとなるよう設計をすること。
6. 災害時、避難所として利用されることを念頭に、様々な市民が安心して過ごせるよう配慮した防災拠点として設計をすること。